

	報復の禁止に関するグローバル方針 Global Anti-Retaliation Policy (Japanese)	GPM 22.2
公開日付：2022年2月28日 発効日付：2022年2月28日	所有者：倫理およびコンプライアンス	ページ：1/4

主要ポイント

Lear 従業員は、懸念事項を報告する、または懸念事項の調査に参加する個人に対する報復をしてはなりません。

1.0) 適用範囲と目的：

「声を上げる」文化は、倫理的な事業文化に不可欠なものです。各個人は、非倫理的または違法であると思われる行為について安心して、積極的に報告できなければなりません。各個人は、取り調べや調査に報復を心配することなく協力することもできなければなりません。

報復とは懸念事項の報告に関わる報告者、対象者、または証人、または懸念事項の調査に協力した個人に対する就業におけるすべての不利な行為です。報復事例は第 6.0 項に記載されており、これには解雇、降格、または脅威が含まれます。

当方針は世界中のすべての Lear 従業員に適用されます。強調されている用語は、以下に定義されています。

2.0) 責任

2.1) 全 Lear 従業員は、当方針に反する、あるいは反すると疑われる行動を報告する必要があります。当方針の違反においては、現地の言語で[ヘルプライン](#)、[Web フォーム](#)、メール (compliance@lear.com)、または法務部門、倫理およびコンプライアンス部門に報告してください。報告者は匿名を維持することができます。

2.2) 管理職は全員、それぞれのチームを監督し、監視して、当方針への確実な準拠を維持する必要があります。管理職は、チームに当方針に違反する者がいた場合、その行動を意図的に無視してはなりません。

2.3) 違反する、あるいは意図的に事実または状況は無視して、当方針に違反と思われる Lear 従業員は、解雇を含む懲戒処分の対象となる場合があります。チーム メンバーにより方針の違反を明示的、または暗示的に容認する管理職も、解雇を含む懲戒処分の対象となる場合があります。

2.4) Lear 従業員は、当方針について、どのような質問でも法務部門または倫理およびコンプライアンス部門に問い合わせることができます。メール (compliance@lear.com)、[ヘルプライン](#)、または [Web フォーム](#) で倫理およびコンプライアンス部門に連絡することもできます。

2.5) 当方針の更新については、Lear Corporation のゼネラル カウンセルおよび最高コンプライアンス責任者より定期的に連絡があり、報復を防ぐための適切な措置を講じるものとします。

3.0) 定義

	報復の禁止に関するグローバル方針 Global Anti-Retaliation Policy (Japanese)	GPM 22.2
公開日付：2022年2月28日 発効日付：2022年2月28日	所有者：倫理およびコンプライアンス	ページ：2/4

Lear 従業員：Lear Corporation、その子会社、またはそれらの JVCO の従業員、出向社員、インターン、契約社員または派遣社員、役員、取締役、または代理人。

懸念事項：Lear 従業員が違法な、非倫理的な、または危険な行動、またはその他の方針違反または事業行動倫理規範の違反となるような行動をとっている、あるいはそれが疑われるという誠実な確信。

合弁会社 (JVCO)：Lear Corporation が管理するそして/または連結会社。

4.0) 手順

Lear 従業員は、懸念事項を報告する、または懸念事項の調査に参加する個人に対する報復をしてはなりません。

5.0) 記録の品質保持要件

該当なし

6.0) 書式/例

禁止されている報復には次のものが含まれます。

- 業務に関する決定や活動からの排除、
- 上司や他の管理者による言葉での虐待、
- 解雇、降格、または解雇や降格の脅迫、
- 昇進、昇給、配属、または異動の拒否、
- 職無責任の停止または異動、
- 身体的危害の脅威または個人または公共資産への実際の危害、または
- 合理的な Lear 従業員が懸念を報告する、あるいは懸念に関する調査に参加することを思いとどませる効果があるその他の行動です。

便利な情報については、報復の禁止に関するグローバル方針についてよくある質問 (下の付録) も参照してください。

7.0) 参考資料

7.1) [事業行動倫理規範](#)

8.0) 関連文書

8.1) 苦情の報告に関する方針 ([GPM 22.1](#))

	報復の禁止に関するグローバル方針 Global Anti-Retaliation Policy (Japanese)	GPM 22.2
公開日付：2022年2月28日 発効日付：2022年2月28日	所有者：倫理およびコンプライアンス	ページ：3/4

9.0) 改版履歴

次回見直し予定日：2028年3月01日

改版日付	改版内容	承認者
2022年2月28日	初版	A. Pontes
06/25/2025	ポリシーが確認されましたが、更新は行われず、ポリシーが再発行されました。	J. Gilhool, VP & Chief Compliance Officer

付録

よくあるご質問

1. どのようなことが報復とされるのでしょうか？

報復とは、苦情または不満を提出した、倫理およびコンプライアンス部門の援助を求めた、社内調査やコンプライアンス調査に協力したり、実際の、方針違反または不正行為、またはそう認識される行為に対する意見を述べたことを理由に、従業員に対して実施されるすべての実質的に不利な行動または脅迫です。

A. 報復行為から保護されている行動には次のものが含まれますが、これらに限定されません。

- 方針または法律違反であると合理的に認められる指示に従うことを拒否すること。
- 本人、または他人に対するいやがらせ、あるいは差別として主張されることについて苦情を訴えること。
- 不正行為であると主張されることに関する情報を内部調査で提供すること。
- 望まれない性的な誘いかけに抵抗すること、または干渉して他人を望まれない性的な誘いかけから保護しようとする。
- 障害または宗教を理由に、合理的な対応を要求すること。

B. 報復とされる行動には次のものが含まれますが、これらに限定されません。

- 実証のない、不利な業績評価または懲戒処分。
- 根拠のない、否定的な就業照会。
- 独断的な昇給、昇格、またはその他の就業上における手当等の提供を否認すること。
- 根拠のない望ましくない地位への移籍。
- 繰り返される威嚇や屈辱、軽蔑的なまたは侮辱的な発言、または社会的隔離を含むいじめ。
- 身体的危害の脅威および/または個人または公共資産の破壊。
- 根拠のない行為または、合理的な個人が不正行為の告発を防ぐための脅威すべて。

	報復の禁止に関するグローバル方針 Global Anti-Retaliation Policy (Japanese)	GPM 22.2
公開日付：2022年2月28日 発効日付：2022年2月28日	所有者：倫理およびコンプライアンス	ページ：4/4

2. 報復に関する報告は、どのようにすればいいのでしょうか？

A. Lear 倫理およびコンプライアンス

- compliance@lear.com
- 従業員 Web フォームは everyone.lear.com にアクセスし、「[Web フォーム](#)」をクリックすることで提供されます

B. EthicsPoint / ヘルプライン

- EthicsPoint は全日 24 時間体制で機密および匿名での報告に対応している第三者ベンダー。報告にはこの URL を活用してください。reportlineweb.com/Lear

C. Lear 人事部門

- HRConcerns@lear.com

3. 報復について報告をしたら、次に何が起こりますか？

倫理およびコンプライアンス部門に対して、提供されているいくつかのチャンネルを通して報復について報告する Lear 従業員は、徹底的かつタイムリーな調査が実施されることを期待できます。

4. Lear における不正行為の報告をする義務とは何でしょうか？

Lear の[事業行動倫理規範](#)は、従業員に対して実際にあった方針または法律違反となる違反行為、またはそうであると疑われる行為の報告を義務付けています。そうした報告について、従業員は内部調査に協力することが義務付けられています。

5. 不正行為を報告した場合、Lear は報復から守ってくれるのでしょうか？

Lear では報復に関する報告を非常に深刻に受け止めています。Lear には、従業員を違法な報復から守る責任があります。Lear において他の従業員に対して報復行為を行った従業員は解雇を含む懲戒処分の対象となります。

6. 匿名で報告した場合、どうなりますか？

法律で許可されている範囲において、Lear 従業員は EthicsPoint を通して匿名で報告することができます。EthicsPoint は全日 24 時間体制で機密および匿名での報告に対応している第三者ベンダー。次の EthicsPoint のウェブページから不正行為に関するオンライン報告ができます。reportlineweb.com/Lear。